※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、**『総合評価に関する事項』に係る留意事項等**（以下「**留意事項等**」という。）をよく読んでください。

総 合 評 価 に 関 す る 事 項

工　　事　　名　　Ｒ８鳴土　鳴門総合運動公園　鳴・撫養立岩　テニスコート舗装工事
路　線　名　等　　鳴門総合運動公園
工　事　箇　所　　鳴門市撫養町立岩

１　入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 企業の施工能力の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
平成 28 年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ[(Ｙn-65)]×15/45 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜15 点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（３件まで申告）	0～15	/ 15.0
登録基幹技能者	登録基幹技能者の活用	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	
ＩＳＯ等	ISO9001、ISO14001、エコアクション２１のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
ワークライフバランス	くるみん、えるぼし、ユースエール、徳島県はぐくみ支援企業のいずれかの認定等	2.0	/ 2.0
	上記以外	0.0	
生産性向上の取組（ＩＣＴ施工プロセス等）	(1)ＩＣＴ施工プロセスの全て又は簡易型でＩＣＴ活用工事を実施（断面管理も可）	5.0	/ 5.0
	(2)(1)を除く生産性向上に資するＩＣＴ活用工事を実施	3.0	
	上記以外	0.0	

② 配置予定技術者の施工能力の評価

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点	得 点
配置予定技術者の資格	技術士(技術部門が建設部門又は総合技術監理部門（建設））又は１級土木施工管理技士、１級建設機械施工（管理）技士の資格を有し、かつ、１級舗装施工管理技術者又は２級舗装施工管理技術者の資格を有する者	5.0	/ 5.0
	技術士(技術部門が建設部門又は総合技術監理部門（建設））又は１級土木施工管理技士、１級建設機械施工（管理）技士の資格を有する者	3.0	
	上記以外	0.0	

平成28年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（入札公告日時点で45 歳未満の場合は、平成23年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点）（３件以内）	工事成績評価＝Σ[(Ｙn-65)]×15/45 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜15点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点(３件まで申告)	0～15	/ 15.0

③　地域貢献度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
地域防災力（災害時支援協定）	協定の締結	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
県内企業活用（県内下請け）（除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	全天候型舗装工に限り、県内企業活用（県内下請け）の評価から除外する。

④　地域精通度の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
地域精通度	主たる営業所が徳島県土整備事務所鳴門支所管内にある	15.0	/ 15.0
	主たる営業所が徳島県土整備事務所（鳴門支所除く。）又は吉野川県土整備事務所管内にある	5.0	
	上記以外	0.0	

⑤　企業の施工能力（表彰）の評価

徳島県県土整備部が実施した令和７年度優良工事表彰、優良下請工事表彰（以下「**優良工事表彰等**」という。）を受賞した者は得点を加点する。ただし、得点を加点した後も評価項目①から④までの配点の合計を超えないものとする。

評価項目	評価基準	配点
優良工事表彰等（県土整備部関係）の受賞状況	優良工事表彰等における知事賞の受賞	5.0
	優良工事表彰等における部長賞の受賞	2.0
	上記以外	0.0

※ＪＶ工事における被表彰者については、加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。
ただし、按分により小数部分がある場合には、小数第１位を四捨五入するものとする。

⑥　配置予定技術者の施工能力（表彰）の評価

徳島県県土整備部が実施した令和７年度優良建設技術者表彰を受賞した技術者を配置予定技術者として申請する場合に得点を加点する。ただし、得点を加点した後も評価項目①から④までの配点の合計を超えないものとする。

評価項目	評価基準	配点
優良建設技術者表彰（県土整備部関係）の受賞状況	優良建設技術者表彰における知事賞の受賞	3.0
	優良建設技術者表彰における部長賞の受賞	1.0

上記以外	0.0

※配置予定技術者を複数申請した場合は、受賞技術者の加算点を算出する場合に得点を加点する。

⑦　低価格入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」１１の（２）に規定する低価格入札に対する減点措置の対象となる。

低価格入札に対する減点措置の方法は、次のとおりとする。なお、同時にアとイの減点措置の対象となる場合は、合計した点数を減点する。

ア　この入札で低入札価格調査基準価格を下回った価格で応札した者は、この入札の加算点を算出するに際して**20 点減点**するものとする。

イ　建設工事の種類が「**舗装工事**」である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格で落札した者で、開札日が減点措置の期間中にある者（以下「**減点対象者**」という。）の行った入札の評価に当たっては、減点措置を実施するものとする。

２　総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者（失格となった者を除く。）に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に 100 点とする。
加算点：「１　入札の評価に関する基準」に基づき、次の方法により算出する。

加算点＝（１①～⑥の得点の合計＋⑦の減点（該当する場合））÷74 点（１①～④の配点の合計）×15 点

なお、評価値は、小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。
加算点は、小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。
入札価格は、億円単位とし、小数第５位（小数第６位切り上げ）止めとする。

３　低入札に対する減点措置

この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した者は、「減点措置の対象部局」に記載された期間、低入札に対する減点措置として総合評価落札方式において、**20 点減点**される。ただし、この工事において次の表に記載する期間内に工事しゅん工承認を通知した場合は、減点措置の期間を工事しゅん工承認の通知日までとする。

なお、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限るものとし、減点は累積する。

減点措置の対象部局

減点措置の期間	部　局
落札決定日の翌日から契約締結日の前日まで	徳島県徳島県土整備事務所 （鳴門支所含む）
契約締結日から令和９年８月３１日まで	全ての発注部局

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加資格確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■企業の施工能力の評価

○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は、「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）〕×15／45

Ｙｎ：工事成績評定点

・工事成績評定点は、３件まで申告することができる。

・工事成績評定点は、平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。

・工事成績評定点は、建設業法別表第１に掲げる建設工事の種類が「**舗装工事**」の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が 20 パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○評価項目（登録基幹技能者）

・この入札の工事に含まれる任意の工種に係る登録基幹技能者が１名以上現場作業に従事する場合に評価する。

・従事期間は当該工種の現場作業期間とし、自社又は主たる営業所が徳島県内にある下請企業に所属する登録基幹技能者及び下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者に限る。

○評価項目（ＩＳＯ等）

・入札公告日における取得等の状況を評価する。

・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

○評価項目（ワークライフバランス）

・入札公告日における認定等の状況を評価する。

・入札公告日において、認定取消し又は有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（有効期間内更新申請済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

○評価項目（生産性向上の取組（ＩＣＴ施工プロセス等））

・ＩＣＴ施工プロセスとは、①３次元起工測量、②３次元設計データ作成、③ＩＣＴ建設機械による施工、④３次元出来形管理等の施工管理、⑤３次元データの納品のことである。

・「簡易型でＩＣＴ活用工事を実施」とは、上記ＩＣＴ施工プロセス①～⑤の内、各ＩＣＴ活用工事試行要領に簡易型として記載されたいずれかの組合せでＩＣＴ施工技術を活用した工事を実施することである。

・「(1)を除く生産性向上に資するＩＣＴ活用工事を実施」とは、自動追尾型ＴＳ（トータルステーション）等を活用した工事を実施することである。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。

・配置予定技術者は、開札日時点で雇用期間が１年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

・配置予定技術者は、最大３名まで申請できるが、複数申請した場合は、加算点の最も低い者の評価を採用するので注意すること。

・配置予定技術者の評価は、工期の２分の１を超える期間において、現場代理人、監理技術者補佐、（特例）監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。

・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。
・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（工事成績）
・工事成績の評価は、「配置予定技術者の施工能力」に記述された次の方法により算出する。
　工事成績評価＝Σ〔（Ｙｎ－65）〕×15／45
　　Ｙｎ：工事成績評定点
・工事成績評定点は、３件まで申告することができる。
・工事成績評定点は、平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の２日後以降の場合（年齢計算ニ関スル 法律に基づく））は、平成 23 年度からこの入札の公告日までの間に通知されたものとする。また、入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合は、申請した年数を加算した期間とする。
・工事成績評定点は、建設業法別表第１に掲げる建設工事の種類が「**舗装工事**」の場合に限る。
・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率 20 パーセント以上の場合に限る（ただし、経常ＪＶでの実績については、経常ＪＶとしての出資比率が 20 パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。

○配置予定技術者の工事成績に係る評価期間の加算申請
・配置予定技術者が平成 28 年度からこの入札の公告日までの間に妊娠、出産、育児、介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で１年間（365 日）以上取得している場合は、別に示す「出産･育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき、配置予定技術者の工事成績に係る評価期間を加算することができる。ただし、入札公告日時点で配置予定技術者が 45 歳未満の場合（満 45 歳の誕生日が入札公告日の２日後以降の場合（年齢計算ニ関スル法律に基づく））は、平成 23 年度からこの入札の公告日までの間に出産･育児等を理由とした一時休業を取得している場合とする。

■地域貢献度の評価
○総合評価加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「注意事項」に十分注意して記述すること。
○評価項目（地域防災力：災害時支援協定）
・経営事項審査における「その他の審査項目（社会性等）」に規定される防災協定のうち、次の事項を満足するもの。
・徳島県内の公共土木施設を対象としたもの
・防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの

■地域精通度の評価
○評価項目（地域精通度）
・「主たる営業所」及び「営業所」とは、建設業法上の「主たる営業所」及び「営業所」とする。
・入札参加資格確認票（様式１）に徳島県以外の住所を記載した者で、建設業法上の「営業所」が徳島県内にある者は、加算点等算出資料申請書に営業所の所在を記入すること。

■表彰の評価
（１）評価の対象となる者
　評価の対象となる者は、入札公告日の前年度において、県土整備部で行われた次の表彰制度の被表彰者とする。
　① 優良工事表彰
　② 優良下請工事表彰
　③ 優良建設技術者表彰（優良建設技術者賞、若手優良建設技術者賞）
（２）評価の対象となる表彰
　評価の対象となる表彰は、この入札と建設工事の種類が同じものに限るものとする。ただし、ＩＣＴ活用工事部門での表彰は、ＩＣＴ活用工事の場合に限り評価の対象とする。
（３）評価の方法
　評価の方法は、対象となる者の加算点を算出するに際して、次のとおり得点を加点するものとする。ただし、その得点は配点の合計に含めないものとし、加点後の得点が配点の合計を超えないものとする。
　○企業の施工能力
　　① 優良工事表彰（知事賞：５点、部長賞：２点）

② 優良下請工事表彰（部長賞：２点）

※ＪＶ工事における被表彰者については、加算点を出資比率に応じて構成企業に按分するものとする。
ただし、按分により小数部分がある場合には、小数第１位を四捨五入するものとする。

※評価は、いずれか一つの表彰に限る。

○配置予定技術者の施工能力

① 優良建設技術者表彰（知事賞：３点、部長賞：１点）

※受賞技術者を配置予定技術者として申請する場合に限る。